

Q&A業種別会計実務新シリーズ ③・最終回 信託

金融インダストリーグループ

トーマツではインダストリー活動の一環として、業種別の会計実務について研究を行っている*1。そこで、本誌において、各業種の概要及び特徴となる会計処理について新たに3回にわたり連載する。最終回となる5月号では、信託業について記載する。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

1. 信託の種類

信託法及び信託業法の改正により、財産権一般について信託財産の対象とすることができるようになり、また新たな類型の信託として自己信託が創設されるなど、信託の種類も多種多様なものとなってきている。信託は、その目的や設定方法等、さまざまな観点から分類することができるが、一般的に信託の種類という場合には、信託財産の種類に応じて分類することが多くなっている。具体的には、信託設定時の信託財産が金銭である「金銭の信託」と、金銭以外である「金銭以外の信託」に大別することができる。

以下では、「金銭の信託」と「金銭以外の信託」のそれぞれの種類について説明する。なお、実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」においては、「金銭の信託」か「金銭以外の信託」かの分類に応じて、それぞれ委託者の会計処理が明示されている。

(1) 金銭の信託

金銭の信託は以下の観点から、さらに細かく分類することができる。

① 信託財産の交付方法による分類

金銭の信託は、信託終了時に、信託財産を金銭に換金して受益者に交付する「金銭信託」と、株式や債券などの信託財産を運用している現物のまま引き渡す「金銭信託以外の金銭の信託」（「金外信託」）に分類される。例えば、日本版ESOPのうち、従業員持株会型は金銭信託、株式給付型は金外信託に分類することができる。

② 信託財産の運用指図の方法による分類

委託者が信託財産の運用方法をどの程度指図するかにより、金銭の信託は以下の3つに分類すること

ができる。信託財産の運用方法が委託者により特定されている「特定運用」、委託者が信託財産の運用対象の範囲を指定し、それ以外は受託者に一任する「指定運用」、そして、信託財産の運用対象が指定も特定もされておらず、すべてを受託者に一任する「無指定運用」である。

このうち、一般の投資家の投資対象となるのは多くの場合「指定運用」の金銭信託であり、その中でも信託銀行が販売している「ヒット」などの合同運用指定金銭信託が代表的な商品である。一方で、「特定運用」の金銭信託（通称「特金」）についても、主に企業や金融機関の有価証券投資などの資金運用手段として利用されてきた。また、いわゆる証券投資信託は、委託者である投資信託運用会社が受託者である信託銀行に運用指図を行うため、「特定運用」の金銭信託に該当する。なお、「無指定運用」の金銭信託は現在は取り扱われていない。

③ 信託財産の運用方法による分類

信託は信託財産の運用方法によって、個別の信託契約ごとに信託勘定を設定して運用する「単独運用」と、複数の信託契約によって集めた資金を1つの信託勘定で合同して運用する「合同運用」に分類することができる。

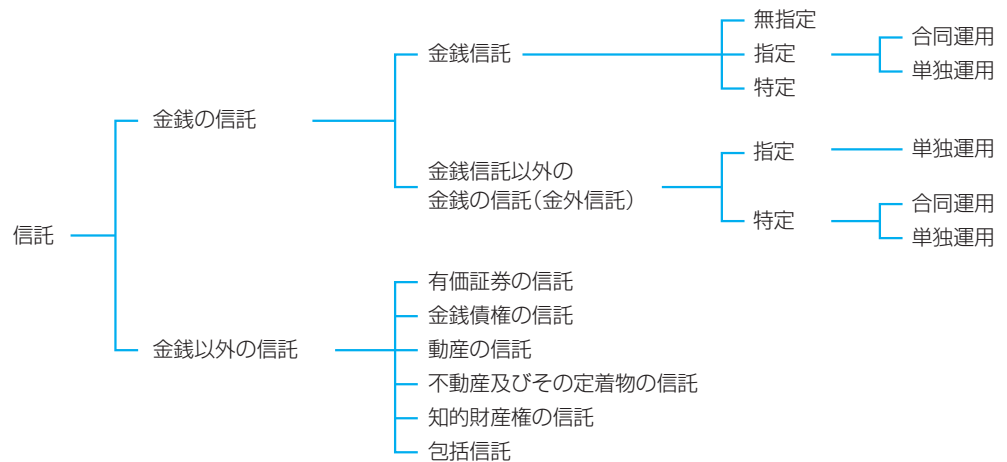
単独運用の代表的な商品としてファンドトラスト（指定金外信託。通称「ファントラ」）が挙げられる。ファンドトラストも特金と同じく主に有価証券投資を目的とした信託だが、具体的な投資判断は受託者である信託銀行に委ねられており、信託終了時に株式や債券などが現物で交付される点が異なる。

(2) 金銭以外の信託

金銭以外の信託は、有価証券、金銭債権、不動産など金銭以外を信託財産とする信託である。このうち、金銭債権及び不動産の信託は、主に企業や金融機関の財務改善あるいは資金調達手段としての資金流動化スキームにおいて利用されている。また、有価証券の信託は、保有有価証券の保管、運用、処分目的として利用されるほか、退職給付信託やストック・オプション制度などにも用いられている。さらに、信託法の改正に伴い新たに認められた特許権や著作権などの知的財産権の信託も、金銭以外の信託に該当する。

*1 「Q&A業種別会計実務シリーズ」として2014年3月に、新たに3冊が出版された。

図表1 信託の種類



2. 有価証券の信託

(1) 保有有価証券信託の種類及び会計処理

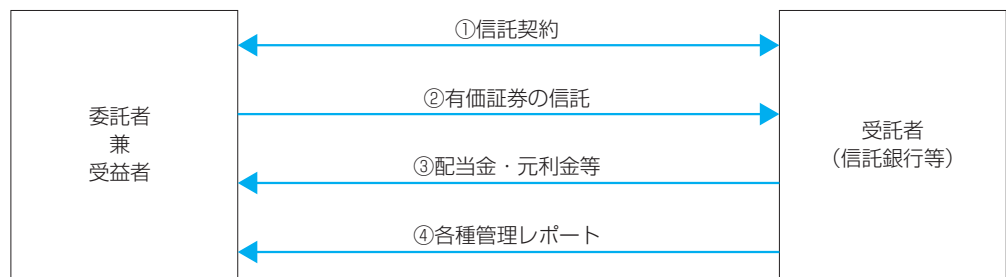
① 管理有価証券信託

管理有価証券信託は、保有する有価証券（株式、債券等）を信託設定し、受託者が受託した有価証券の管理（元利金・配当金の取立て等）及び関連事務

を行う（図表2参照）。なお、有価証券は受託者の名義により管理されるが、議決権については委託者が受託者に指示する形で行使できる。

当該信託のメリットとして、元利金・配当金の取立て、議決権行使等について受託者が行うことから事務負担の軽減が挙げられる。

図表2 管理有価証券信託のスキーム



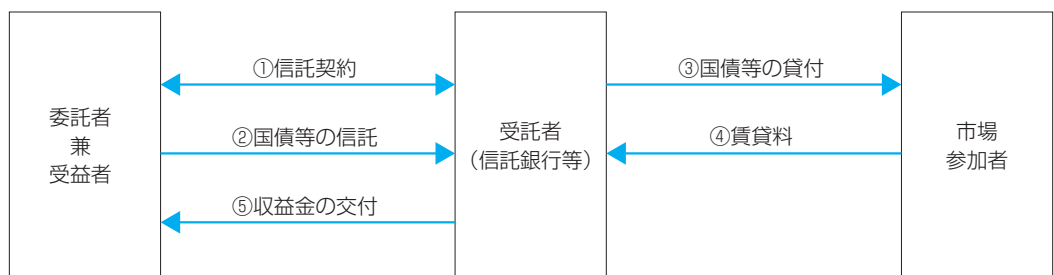
② 運用有価証券信託

保有する有価証券（国債等）を信託設定し、受託者が受託した有価証券の運用によって収益をあげることが目的とした信託であり、有価証券を第三者に貸し付けることによって行われる（図表3参照）。なお、有価証券は受託者の名義により管理されるが、

議決権については委託者が受託者に指示する形で行使できる。

当該信託のメリットとしては、多種多様な有価証券についての高度のノウハウを有する専門機関に委託することで利回りの向上が図られるとともに、事務負担も軽減することが出来る。

図表3 運用有価証券信託のスキーム

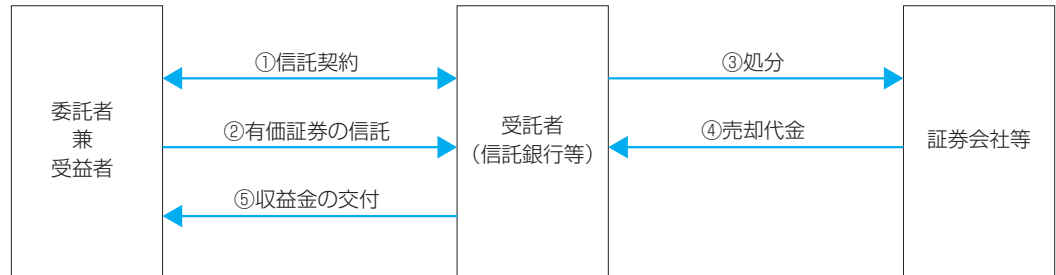


③ 処分有価証券信託

保有する有価証券を信託設定し、受託者が受託した有価証券を受託者の裁量で処分するものである(図表4参照)。なお、有価証券は受託者の名義により管理されるが、議決権については委託者が受託者に指示する形で行使できる。

当該信託のメリットとしては、社外機関である信託銀行が有価証券を売却することで、委託者の有するインサイダー情報から隔離した状態で売買が可能となり、インサイダー取引を未然に防止しうること、売却に伴う発注や資金決済の事務を信託銀行が行うため事務負担が軽減されること等がある。

図表4 処分有価証券信託のスキーム



④ 会計処理について

会計処理については自己で保有していた場合と同様に保有目的区分に分類し、それに従って評価及び会計処理を実施する(金融商品会計に関する実務指針第78項)。

さらには、バブル崩壊後の株価の急落、会計基準の変更により持合株式も時価評価が必要となったことをきっかけとして、持合株式解消の動きが促進され、その動きのなかで持合株式流動化信託が登場した。

(2) 新しいタイプの信託

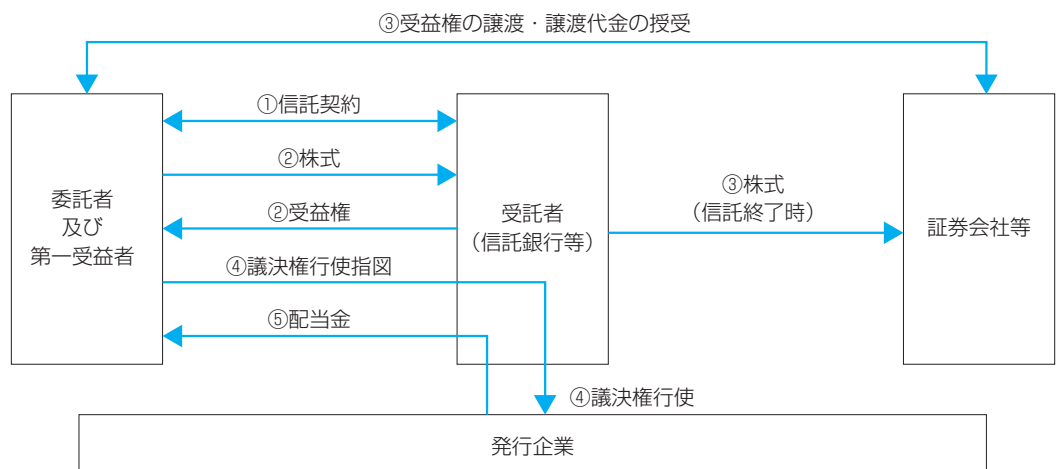
① 持合株式流動化信託

持合株式とは金融機関と貸出先企業、もしくは企業間で株式を相互に持ち合うことをいう。株式を持ち合うことで株主が安定化し、敵対的買収を防止する効果がある。ただし、株式の流動性を害することや、株価が下落した際には企業の経営を圧迫するデメリットがある。当該デメリットから、金融機関を中心に持ち合いの解消の動きが現れてきた。

持合株式流動化信託とは、株式を信託して取得した信託受益権を証券会社等の第三者に譲渡する一方で、当該株式の議決権行使については委託者が受託者に対して指図することが可能となる信託である。

メリットとしては、一定の要件を満たせば、議決権行使を指図する権利を保持、すなわち、安定した株主関係を維持しつつ、保有有価証券を実質的に譲渡したと同様の効果、つまり、株価の下落による評価損の計上や投下資金の固定化等の財務的な負担を一部抑制することができる。

図表5 持合株式流動化信託のスキーム例



② 会計処理について

受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うことから、受益権が売却された場合には、信託財産を直接保有していたものとみて消滅（売却）の認識の要否を判断する（信託の会計処理に関する実務上の取扱いQ3のA2、金融商品会計基準第9項）。消滅（売却）の認識とは、金融商品会計基準第9項に記載されている3要件（図表6参

照）を満たした場合に金融資産を売却処理できるものである。消滅の認識、すなわち有価証券の売却として取り扱うことができるかどうかは、取扱金融機関によってスキームや買戻しの可能性など契約条件が異なるため、慎重な検討が必要である。消滅の認識が可能となった場合については、上記①に記載のメリットを享受することができる。

図表6 金融商品会計基準第9項に記載されている消滅の3要件

No.	要件
1	譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
2	譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
3	譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

以上

トーマツ Webサイト 会計監査トピックス・『会計情報』のご案内

<http://www.tohmatsu.com/ek/>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来37年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 解説記事 : 国内会計基準・米国会計基準の最新情報を解説
- 会計監査の歴史・しくみ : 会計監査の歴史・しくみや公認会計士の仕事について解説
- 会計・監査用語集 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について分かりやすく解説
- 出版物 > 『会計情報』 : 月刊誌『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載